平成２２年（フ）第１８７号
仙台市青葉区角五郎２丁目９番３号　第２幸治アパート１
債務者　菅野　瀧子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６号
仙台市太白区茂庭台４丁目25番６―101号
債務者　吉田　憲正
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６号
仙台市泉区長命ケ丘５丁目16番地の12　プレティマンション101
債務者　鷲尾　美紀
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９８号
岐阜市桜通４丁目３番地　桜通コーポ205号室
債務者　芥子川慎司
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３２５号
大阪府高槻市富田丘町13番18号
債務者　石川　和秀
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４６号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―1615号
債務者　手島　好子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５８号
兵庫県三田市つつじが丘北４丁目２番地10
債務者　杵築　京子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４号
兵庫県尼崎市田能１丁目６番12号ウインズマンション401号
債務者　宮本　晴喜
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第２０００号
広島市東区山根町28番24―602号
債務者　松浦智加子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２０号
広島市安佐北区口田南７丁目34番26号
債務者　小川　修司
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２７号
広島市佐伯区観音台４丁目２番５号
債務者　福原　英幸
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３８号
広島市中区西白島町８番18―301号、住民票上の住所広島市南区東荒神町３番28―403号
債務者　道末　　博
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２号
広島県安芸郡熊野町中溝４丁目１番34号
債務者　高橋　大作
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
広島市安佐南区沼田町大字伴6287番地１
債務者　吉田美代子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５号
広島県安芸郡海田町南堀川町３番８―202号
債務者　中下　一志
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４号
広島市佐伯区五月が丘２丁目６番５号
債務者　野上　典子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３号
広島県安芸郡海田町国信１丁目３番46―104号
債務者　宇田　祐司
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８４号
広島県安芸郡海田町国信１丁目３番46―104号
債務者　宇田　万里
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部